

令和2年度 第1回潮来市総合教育会議 次第

日時：令和2年11月25日（水）10：00～

場所：潮来市役所3階 第一会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) いじめ問題及び不登校の状況について

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(3) 学校統合の進捗状況について

(4) 教職員の働き方改革について

(5) その他

4 閉 会

潮来市総合教育会議 名簿

○構成員

職 名	氏 名
市 長	原 浩道
教 育 長	横田 直樹
教育長職務代理者	飯島 耕作
教 育 委 員	小沼 由紀子
教 育 委 員	飯田 三矢子
教 育 委 員	塚本 健二郎

○事務局

課 名	職 名	氏 名
市長公室	室 長	額賀 浩
企画調整課	課 長	草野 吉広
企画調整課	課長補佐	大川 敏幸
企画調整課	係 長	塙 教行
企画調整課	主 幹	石田 有子
企画調整課	主 幹	澤口 彰紀

○教育部局

課 名	職 名	氏 名
教 育 部	部 長	加藤 益生
学校教育課	課 長	茂木 衛
学校教育課	学校教育 指導室長	西谷 京子
学校教育課	主任係長	堀井 良子
学校教育課	主 幹	柿崎 純一
学校教育課	学校給食 センター長	小沼 政範
生涯学習課	課 長	塙 誠一
生涯学習課	課長補佐	松崎 秀光
生涯学習課	課長補佐	吉川ひろ子

潮来市告示第166号（平成30年10月11日告示）

潮来市総合教育会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、潮来市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（招集）

第3条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議の開催日時、場所及び会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会へ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関し協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

（会議）

第4条 会議は、市長がその議長となる。

2 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、教育委員会の同意のうえ、非公開とすることができる。

（議事録）

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条第2項ただし書の規定により非公開とした場合にあっては、公表しないことができる。

（事務局）

第6条 会議の事務局を企画調整課に置く。

（雑則）

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。